

○東京藝術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項

〔平成16年5月27日〕
制 定

改正 平成17年9月15日 平成19年3月28日
平成20年7月17日 平成22年3月5日
平成22年5月21日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 平成28年3月24日

(選考基準)

第1条 東京藝術大学の教員の選考は、本学が総合的な芸術大学として世界最高水準の教育・研究を目指す大学であることに鑑み、人格及び識見ともに優れた者について、専門分野における業績、技能、教育・研究能力などを総合的に判断して行うものとする。

(大学教員の資格)

第2条 大学教員の選考は、原則として、博士の学位を有する者又はこれと同等以上の優れた業績及び能力を有する者のうちから行う。

2 前項に定めるもののほか、次条から第7条までに規定する資格を有する者は、当該各条に定めるところにより、それぞれ教授、准教授、講師、助教及び助手となることができる。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 各専門分野において、指導的立場にあり、特に優れた業績及び能力を有する者
- (2) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (3) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (4) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (5) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 各専門分野において、優れた業績及び能力を有する者

- (3) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
（助教の資格）

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 各専門分野において、業績及び能力のある者
- (3) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
（助手の資格）

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
（選考の対象）

第8条 選考の対象となる専門分野及び職階は、大学全体の分野構成及び中長期的人員配置等に配慮しながら、芸術研究院運営会議及び教育研究評議会の意見を参考として、学長が決定する。

（部局長の意見）

第9条 部局長（学部長、映像研究科長、大学美術館長、言語・音声トレーニングセンター長、演奏芸術センター長、保健管理センター長及び芸術情報センター長）は、当該部局の理念及び本選考要項の趣旨を踏まえ、選考に関して学長に意見を述べることができる。

（採用及び昇任に係る選考手続）

第10条 教員の採用及び昇任のための選考は、芸術研究院運営会議（保健管理センター及び芸術情報センターに所属する教員にあっては当該運営委員会）で審査

し、教育研究評議会の意見を参考として、学長が決定する。

- 2 採用選考は、原則として、公募制により、国内外を問わず広く人材を求めるものとする。
- 3 採用選考の過程では面接を実施するものとする。
- 4 助教以上の教員（大学院博士課程を担当しない教員を除く。）の選考に当たっては、大学院博士課程の担当能力（大学院設置基準（昭和49年法律第28号）第9条の規定に基づく資格等）があることを確認するものとする。
- 5 個々の具体の採用及び昇任に係る選考手続に関し必要な事項は、別に定める。
（選考の観点）

第11条 選考は、教員の職務内容に応じて、研究を遂行するにふさわしい能力と教育を担当するにふさわしい能力を評価して行う。

- 2 等しい能力をもつ候補者が複数あった場合には、他大学の出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考する。
（再任）

第12条 任期を付して採用された大学教員の任期終了時の再任の審査は、当該教授会が定める基準により教授会が行い、その結果を学長に報告するものとする。

- 2 教育業績、研究業績、管理運営面・社会への貢献のいずれかの業績等が教授会の定める一定の基準を超える者は、再任するものとする。
- 3 具体の選考基準、方法、手続き等は、「東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則」第7条に定める更新の審査方法に基づき、教授会が定める。

附 則

この要項は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。